

秋田県告示第231号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

令和4年5月13日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県道	十文字羽後鳥海線	雄勝郡羽後町下仙道字上檜崎43番5から中仙道字小森出127番1地先まで

2 供用開始の期日 令和4年5月13日

3 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 湯沢市千石町二丁目1番10号 秋田県雄勝地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 令和4年5月13日（金）から同月27日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）